平成２５年（フ）第１５７４号
福岡市東区香椎４丁目８番３号
債務者　柿本　伸吾
1　決定年月日時　平成25年10月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１５７７号
福岡市西区大字千里438番地１
債務者　藤井　文彦
1　決定年月日時　平成25年10月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１５８０号
福岡県糟屋郡篠栗町大字津波黒221番地113
債務者　柏戸　貞幸
1　決定年月日時　平成25年10月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１５８４号
福岡市博多区博多駅東２丁目18番20―904号
債務者　倉岡　　陽（旧姓白水）
1　決定年月日時　平成25年10月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１５８６号
福岡市西区生松台１丁目22番６号
債務者　大串　武雄
1　決定年月日時　平成25年10月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１５８７号
福岡市西区生松台１丁目22番６号
債務者　大串　増子
1　決定年月日時　平成25年10月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１５９１号
福岡市東区西戸崎４丁目17番17号
債務者　権田美智子
1　決定年月日時　平成25年10月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１６１９号
福岡市南区大楠２丁目14番30号
債務者　椛島　淑子
1　決定年月日時　平成25年10月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１６２３号
福岡市西区生の松原３丁目18番１号
債務者　材木　六夫
1　決定年月日時　平成25年10月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１６２４号
福岡県糟屋郡宇美町とびたけ２丁目11番205号
債務者　名川　勝利
1　決定年月日時　平成25年10月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第３９３号
大分市大字八幡10番地の14
債務者　佐藤　陽子
1　決定年月日時　平成25年10月24日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第６０号
宮城県柴田郡柴田町槻木西２丁目６番13号
債務者　森田　明子
1　決定年月日時　平成25年10月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月25日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２５年（フ）第４０９号
大分県別府市大字内竈1172番地の１　ハイツ亀川Ａ―201号
債務者　宮本　高子（旧姓竹下）
1　決定年月日時　平成25年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月26日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第３５３号
新潟市江南区早通２丁目７番８号
債務者　本間　隆人
1　決定年月日時　平成25年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月27日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３３０号
金沢市駅西本町１丁目13番６号　ポワール駅西401号、従前の住所金沢市額新町１丁目184番地
債務者　山本　秀二
1　決定年月日時　平成25年10月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月27日まで
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第１６９１号
名古屋市名東区扇町３丁目19番地
債務者　細井　悟子
1　決定年月日時　平成25年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２２４号
兵庫県伊丹市北園２丁目６番地３　ノールヴィラージュ301号、前住所大阪市東淀川区豊新１丁目17番16号　ハイツ旭Ⅱ402号
債務者　神野　瑞樹
1　決定年月日時　平成25年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月27日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２５年（フ）第８０号
鳥取県鳥取市桂見613番地15、旧住所鳥取県鳥取市栄町613番地１　サーパス駅前通り1401号
債務者　飯塚　智子
1　決定年月日時　平成25年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月27日まで
鳥取地方裁判所民事部